

久留米市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の木造住宅の耐震改修等により、震災に強いまちづくりに寄与するため、久留米市木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法）で建築された木造の一戸建て住宅（併用住宅の場合は過半が住宅のもの）の階数が地階を除く2以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助対象住宅は、昭和56年5月31日以前に建築（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）した市内に存する木造住宅とする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者、相続人又は所有者から同意を得た3親等以内の親族
- (2) 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度（以下「耐震診断アドバイザー派遣制度」という。）を利用して耐震診断を行った者

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、耐震診断アドバイザー派遣制度を利用した耐震診断とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、3,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請等）

第7条 補助金交付の申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を行った日が属する年度の3月31日（久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）にあたる場合はその直前の休日でない日）までに、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に別表1に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付の適否の決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し当該年

度の予算の範囲で適否を決定するものとする。

（決定又は却下の通知）

第9条 市長は、前条の規定により審査した結果、補助金の交付決定又は申請却下について、次の各号に該当する書面により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

- (1) 交付決定 補助金交付決定通知書（第2号様式）
- (2) 申請却下 補助金交付申請却下通知書（第3号様式）

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、補助金交付の請求をするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 （第 7 条 関 係）

補助金交付申請書兼実績報告書に添付すべき書類	
共 通	(1) 耐震診断アドバイザー派遣制度を利用した耐震診断に要する費用の領収書の写し (2) 耐震診断結果の写し (3) 誓約書（第 4 号様式）
必 要 に 応 じ て 添 付 す べ き 書 類	(4) 委任状（参考様式 1、申請者以外の者が申請手続きを行う場合に限る。） (5) 戸籍の写し（補助対象住宅の相続人又は所有者から同意を得た 3 親等以内の親族が申請者の場合に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類